

山陽小野田市農業委員会

第3回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年9月10日午後1時30分から午後2時05分

2. 開催場所 山陽総合事務所内厚狭公民館2階第1研修室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員	2	相本 まゆみ
	3	中原 義治
	4	藤井 豊
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	11	五十嵐 奨

※第3回総会は近隣で新型コロナウイルス感染者が急増しており、感染の拡大予防のため、9名の委員の出席で開催

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 6 号 農地法第3条 権利の移動

議案第 7 号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 8 号 現況証明願い

報告第 1 号 農地法第18条6項の規定による通知について

議案第 9 号 農用地利用集積計画

議案第10号 山陽小野田市農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想の変更について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

会長職務代理者 (議長)	<p>定刻になりましたので、只今より第3回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日は新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあるため、出席者を削減し、9人の委員に出席を願ったところであります。</p> <p>また、最初の議案が会長に関する事項で、会長は議事に参与することができませんので、冒頭は私の方で総会を進めます。</p> <p>なお、時間短縮のため事務局による議案説明は省きます。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名は6番田中委員と7番緒方委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第6号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。番号4について現地調査報告をお願いします。</p>
2番	<p>現地の報告をさせていただきます。9月4日に事務局2名と五十嵐委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。場所は■■■■の■■■■になります。周辺の状況は水稲と保全管理中の水田地帯となっていました。申請地の状況は、■■■■と■■■■が水稲で■■■■と■■■■が保全管理中となっています。譲渡人は高齢で施設に入所しているため、管理が困難であるため、譲り渡すとの事です。また、譲受人は2.8haを主に水稲耕作中で農業機械等も揃っていることから耕作可能だと思います。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>何か質問はありませんか。</p> <p>無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第6号番号4に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>全員賛成により原案どおり承認することといたします。</p> <p>会長は入室してください。</p>
議長(会長)	<p>次に、番号5について現地調査報告をお願いします。</p>
11番	<p>現地の報告をさせていただきます。9月4日に事務局2名と相本委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。周辺の状況は、水田地帯で、耕作中の田と保全管理中の田が混在しているような状況でした。■■■■と■■■■、■■■■と下の方の■■■■が保全管理中で■■■■が野菜耕作中でした。■■■■が田で耕作中でした。譲渡人は維持</p>

管理が困難なため、譲渡するとの事でした。譲受人は1.8haほど耕作中で、農地の荒廃を防ぎたいとの事で譲り受けるそうです。これで現地調査報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第6号番号5に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号6について現地調査報告をお願いします。

1 1 番 現地の報告をさせていただきます。議案7ページをご覧ください。

周辺の状況は、北側が草地で、北側以外の3方は耕作中の田でした。申請地の状況は田で、耕作中でした。譲渡人は高齢で、耕作が困難なため譲り渡すとの事でした。譲受人は1.4haを耕作中で、経営規模を拡大したい意向があることから譲り受けるとの事です。これで現地調査報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第6号番号6に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号7について現地調査報告をお願いします。

1 1 番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は議案の9ページを

ご覧ください。北側が宅地で、西側が畑、東側が田で南側が保全管理中の田となっています。申請地の状況は、野菜が植えられており、耕作中でした。譲渡人は遠隔地に居住しており、管理が困難なため譲り渡すとの事でした。譲受人は現在26a耕作中で、今回の申請地と合算して30aを超えます。また、農業機械等も揃っていることから耕作可能であると思います。譲り受け後は寝太郎かぼちゃを作付する予定との事でした。これで現地調査報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第6号番号7に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号8について現地調査報告をお願いします。

2 番 現地の報告をさせていただきます。現地は[REDACTED]です。周辺の

状況は、南側が[]の敷地と畑になっています。北側と西側は畑で、東側は原野化しており、木が繁茂しておりました。申請地の状況は、さつまいもと保全管理中で、東側は藪になっていました。譲渡人は仕事が多忙であり、耕作が困難なため譲渡するとの事でした。譲受人は北側の農地を耕作中で、経営規模の拡大のために譲り受けるとの事でした。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第6号番号8に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。番号4について現地調査報告をお願いします。

2番

現地の報告をさせていただきます。議案書12から14ページをご覧ください。周辺の状況は、南側が道路、西側と東側が宅地になっています。北側は斜面となっています。申請地の状況は保全管理中で前面に防草シートが張ってありました。雨水処理に関しては南側の道路側溝に排水するとの事でした。汚水処理は[]に接続します。申請地への進入路の位置は、図面右側からで、幅員は6mとなります。境界は既設構造物で確認済みです。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第7号番号4に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第8号「現況証明願いについて」を上程します。

番号2について現地調査報告をお願いします。

11番

現地の報告をさせていただきます。議案書20ページをご覧ください。申請地は昭和59年に家を建てた時から駐車場として利用されていたようです。周辺の状況は北側と西側が田で、東側と南側が宅地となっています。申請地の状況は、バラス敷きで整地してあり、駐車場として利用されています。以上の事から農地性はないと思います。これで報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第8号番号2に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号3について現地調査報告をお願いします。

2番 現地の報告をさせていただきます。申請地は昭和50年ごろから耕作をしておらず、所有者は県外に移住しております。周辺の状況は南側が宅地、西側は保全管理中の畑で、北側と東側は■■■■で斜面になっています。申請地の状況は、宅地側の4~5mが保全管理で、段差がため池部分まで続いており、大半が原野化していました。そのため、耕作は困難だと判断されます。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第8号番号3に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 23ページをご覧ください。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号165から175までの11件で、現契約を合意により解約するものです。
以上報告します。

議長 何か質問はありませんか。
どうぞ。

6番 解約した後の耕作者は決まっているのですか。

局長 解約後は■■■■が耕作を行うようになっています。■■■■の地域貢献ということで、耕作放棄地を出さないために設立されたのが■■■■となりますが、労働力の確保が困難なことから、実態は■■■■の■■■■が作業をしておりましたので、現状にあった形にするために、この度解約して■■■■と契約することとなりました。

6番 わかりました。

議長 他にありませんか。ないようでしたら報告第1号は原案どおり処理いたします。
次に、議案第9号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長 26ページから28ページまでを御覧ください。
議案第9号農用地利用集積計画について議案書を基に説明します。
今月の農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農用地利用集積計

画は、整理番号48番から60番までの13件、31筆、41,120㎡でございます。ご審議の程お願いします。

議長

質問はありませんか

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第9号は原案どおり決定することとします。

次に議案第10号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長

29ページを御覧ください。変更後の内容は、別紙の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(案)のとおりです。

変更の概要については、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されたことに伴う変更、農業生産法人の呼称が「農地所有適格法人」に変更されたことに伴う変更、それと12ページの営農類型にアスパラガスが追加されたことです。

議長

質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長

次回の現地調査は、10月5日(月)9時から、二井委員、森田委員でお願いします。

第4回総会は、10月12日(月)13時30分からで、会場は厚狭公民館第一研修室です。

議長

以上をもちまして第3回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2時05分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

6 番委員

議事録署名委員

7 番委員